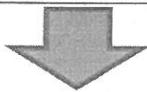


VIII 実施後の課題と今後の取り組みについて

実施内容	課題
研修会のアンケートから	<p>自殺に関する基礎知識のアンケートからは正解率が低い部分もある。特に学校現場では自殺の原因の第一が「いじめ」と回答しているが、警察庁の自殺統計では「家庭のしつけ、親子関係」などがあげられており、子どものこころの特徴や取り巻く環境要因など子どものこころに関する知識を普及していく必要を感じる。</p> <p>自殺予防教育の必要性は感じているが、自殺予防ということばに抵抗を感じる教職員が多い。</p> <p>今までに自殺予防教育の研修を受講していない教職員が多い。</p>
モデル校においてのモデル事業の実施から	<p>教職員の合意形成の会議や研修会を複数回開催することで、自殺予防教育への理解が進んだが、必要性について全員が合意している状況ではない。</p> <p>生徒に教育を進めていく上で保護者の合意がとれていないために不安の声あり。</p>



働きかけ	取り組み内容
モデル校	<p>学校において児童生徒対象の自殺予防教育が安全かつ効果的に実施されるため、専門職が関与し、研修や資料提供、助言等を前提とした、学校関係者間の合意形成が最も重要であるとされ、推進してきたが、平成29年度も引き続き、保護者・教職員への合意形成を進め、中北保健所峡北支所を中心に若年層への自殺予防への取り組みを行う。</p>
県下全体	<p>平成28年度、平成29年度のモデル事業で行った内容について報告書にて周知し、県下の中学校教職員等を対象に研修会を実施し、まずは教職員に自殺予防教育の必要性の理解を得るとともに、道徳教育の基盤教育が自殺予防教育につながるように働きかけていく必要がある。</p> <p>平成29年度は、県下教職員に自殺予防教育の必要性についてまずは広く周知し、教育の必要性と児童・生徒への適切な働きかけができることで、児童・生徒が悩んだり、困ったときは、誰かに相談するという行動（援助希求行動）が、若年層のうちから養えるように県の若年層対策事業を継続的に推進していく。</p>

若年層対策事業（学校におけるメンタルヘルス事業） 「若年層への自殺予防教育についての関連研修」 実施要領

1 目 的

近年、全国的に若年層の自殺者数が増加しており、平成24年に改定された自殺総合対策大綱でも、若年層への取組強化が盛り込まれている。

昨年度実施した本県での自殺実態調査においても10代の若い世代の自殺者数が増加傾向にあることから、今年度、若年層を対象とした自殺対策の取組についてモデル事業を実施することとした。

平成26年7月文部科学省から「子どもに伝えたい自殺予防～学校における自殺予防教育導入の手引」が出され、その中で若年層向けの自殺予防教育を推進していく上での前提条件として、①関係者間の合意形成、②適切な教育内容、③フォローアップ体制の整備などを整えることの必要性が示されている。

学校現場の中では、教職員など生徒に直接、接する関係者が自殺予防に関する知識・技術を習得し、自殺予防教育の必要性など理解していくことが大切である。

そこで、今回、学校現場の中で、悩みを抱えた子どもたちに身近な存在でもある養護教諭を対象として事例検討会を実施し、自殺予防に関する知識・技術の習得を図る。

2 実施主体 山梨県立精神保健福祉センター(自殺防止センター)

3 日 時 平成28年7月28日 (木) 13:30～16:30

4 場 所 当該市 会議室

5 対象者 当該市 小中学校養護教諭

6 内 容

「児童・生徒の自殺の危険性やメンタルヘルスの課題があると考えられる事例についての検討と演習」

(1) 事例検討会 (13:30～15:30)

助言者 山梨英和大学 人間文化学部人間文化学科

教授 小林 真理子 先生

(2) 演習 (15:30～16:30)

進行 山梨英和大学 人間文化学部人間文化学科

教授 小林 真理子 先生

演習支援者 子育ち・発達の里 社会福祉法人 乳児院ひまわり

相談室 ぼれ室長 中嶋 彩 先生

7 その他 事例検討会を実施するにあたり、事例の概要を記入。1例について事例検討会を実施。別紙1

事例検討会ケース概要

別紙1

(記録者氏名：)

氏名		性別		学年		年齢	
主訴							
相談 経緯							

家族歴

家族	
----	--

発達歴など

	発達歴 生活史(相談・受診歴を含む)
発達歴など	

「若年層への自殺予防教育についての関連研修」 実施要領

1 目 的

近年、全国的にも若年層の自殺者数が増加しており、平成 24 年に改定された自殺総合対策大綱でも、若年層への取組強化が盛り込まれている。

昨年度実施した本県での自殺実態調査においても 10 代の若い世代の自殺者数が増加傾向にあることから、今年度、若年層を対象とした自殺対策の取組についてモデル事業を実施することとなった。

平成 26 年 7 月文部科学省から「子どもに伝えたい自殺予防～学校における自殺予防教育導入の手引」が出され、その中で若年層向けの自殺予防教育を推進していく上での前提条件として、①関係者間の合意形成、②適切な教育内容、③フォローアップ体制の整備などを整えることの必要性などが言われている。

学校現場で上記 3 つの前提条件を推進していくためには、校長先生方に理解していただくことが重要と考え、若年層の自殺の実態や自殺予防に関する知識の普及を図る機会としたい。

- | | | | |
|--------|--|--|--|
| 2 実施主体 | 山梨県立精神保健福祉センター(自殺防止センター) | | |
| 3 日 時 | 平成 28 年 7 月 29 日 (金) 午前 10 時～11 時 30 分 | | |
| 4 場 所 | 敷島総合文化会館 | | |
| 5 対象者 | 中北教育事務所管内小・中学校の校長
県教育委員会指導主事等 他 (約 140 名程度) | | |

6 内 容

講演テーマ 「児童・生徒のメンタルヘルス～自殺予防の観点から～

管理職の役割を考える」

講義の組み立て

1. 子どもの自殺の実態
2. 自殺のサインと対応
3. 自殺予防のための校内体制
 - ① 関係者間の合意形成、②適切な教育内容、
 - ② フォローアップ体制の整備などを整えるなどを含め講義する。
4. 自殺予防のための校外における連携

講師 山梨県立精神保健福祉センター 所長 小石 誠二

平成 28 年度若年層への自殺予防教育についての関連事業

モデル校実施内容についての要領

1 目 的

近年、全国的にも若年層の自殺者数が増加しており、平成 24 年に改定された自殺総合対策大綱でも、若年層への取組強化が盛り込まれている。

昨年度実施した本県での自殺実態調査においても 10 代の若い世代の自殺者数が増加傾向にあることから、今年度、若年層を対象とした自殺対策の取組についてモデル事業を実施することとなった。

平成 26 年 7 月文部科学省から「子どもに伝えたい自殺予防～学校における自殺予防教育導入の手引」が出され、その中で若年層向けの自殺予防教育を推進していく上での前提条件として、①関係者間の合意形成、②適切な教育内容、③フォローアップ体制の整備などを整えることの必要性などが明記されている。

今年度、学校現場で若年層向けの自殺予防教育を推進するため、上記 3 つの前提条件についてモデル校を選定して実施し、子ども向けの自殺予防教育を実施する基盤を整える。

2 実施主体 中北保健所峡北支所

山梨県立精神保健福祉センター（自殺防止センター）

3 実施モデル校 モデル中学校

4 内 容

＜モデル校においての関係者間の合意形成の会議について＞

目標：①子どもが自ら命を絶たないために、学校において誰が、いつ、どのような取組を行ったらよいのかなど具体的な内容について、学校全体でその必要性・意味を共有する。

②現状の校内体制に自殺予防のための体制も視野に入れ見直し、子どもへの自殺予防教育のあり方も含め検討する機会とする。

メンバー：管理職、各学年の主任教員、生徒指導、養護教諭、スクールカウンセラー等（必要時校外の関係者も入れる）

検討事項：①自殺予防のための校内体制の整備

生徒の SOS に気づく校内体制：いつでも、どこでも生徒の声に気づくことができる校内体制

自殺予防のための教育相談体制：自殺予防の視点から校務分掌や教育相談体制の見直し

危機対応のための校内体制：自殺の危機に際しての体制を検討

②生徒対象の自殺予防教育の必要性

校内教職員等で生徒対象の自殺予防教育の必要性・意味を確認

③生徒対象の自殺予防教育の実施計画・プログラムの検討

学年、学級の生徒の実態把握を行った上で、どのような実施計画にしていくのか、プログラムにするか本組織が中心となって指導案を提案。

実施日：第1回 6月27日(月)：モデル事業の説明、意見交換

第2回 9月26日(月)：校内体制や現状の役割確認 学校内職員会議にて報告

第3回 10月14日(金)：今までの検討事項について助言を受ける

第4回 11月29日(火)：自殺予防の視点を盛り込んだ校内体制と予防教育のあり方への意見交換

＜モデル校の教職員に対する研修会による合意形成＞

- 目標：
- ①子どもの自殺の問題やその深刻さを認識する。
 - ②どのような子どもに自殺の危険が迫っているのか理解する。
 - ③自殺の危険のサインを発見できるようにする。
 - ④自殺の危険の高い子どもに援助を差し伸べる方法を学ぶ。
 - ⑤地域にはどのような援助組織があるかを知っておく。
 - ⑥自殺予防プログラムの目標について理解する。

日時：①平成28年8月22日(月)午後1:30～

②平成28年10月14日(金)午後1:30～

③平成28年10月28日(金)午後1:30～

内容：

- ①②自殺の実態や自殺予防への対応や教育の必要性についての研修会
- ③保護者向け研修会に同席

＜モデル校の保護者向けの研修会＞

() 内が保護者向けへの表現

目標：①子どもの自殺（心の健康）の問題やその深刻さを認識する。

②どのような子どもに自殺の危険（心の健康の危機的状況）が迫っているのか理解する。

- ③自殺の危険（心の健康の危機）のサインを発見できる。
- ④自殺の危険（心の健康の危機的状況）の高い子どもに援助を差し伸べる方法を学ぶ。
- ⑤地域にはどのような援助組織があるかを知っておく。

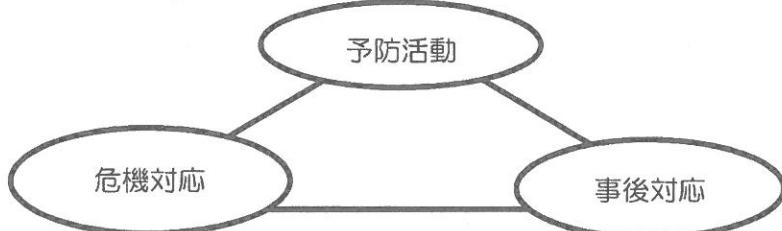
日時：平成 28 年 10 月 28 日（金）午後 1:30～

- 内容：
- 1. 子どもの自殺（心の健康）の実態
 - 2. 子どもの抱える問題
 - 3. 様々な原因からなる子どもの自殺（心の健康）
 - 4. 自殺の危険因子（心の健康の危機的な因子）
 - 5. 自殺行動に及び直前（心の健康）の危険兆候
 - 6. どのようにして自殺の危険（心の健康の危機的状況）の高い子どもに援助の手を差し伸べるか
 - 7. 地域にどのような精神保健の関連機関があるだろうか

学校における自殺予防の3段階

段階	内容	対象者	学校の対応	具体的な取組例
プリベント・予防・活動	教員研修	全ての教職員	研修会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 教師向け自殺予防プログラム（自殺予防の正しい知識） 事例検討会
	自殺予防教育 子どもの心の安定	全ての児童生徒	授業の実施（特設授業及び教科・領域での学習）	<ul style="list-style-type: none"> 生と死の教育 心理教育（人間関係づくり、ストレスマネジメント、感情学習など） 児童生徒向け自殺予防プログラム（援助希求、心の危険理解） 相談週間 アンケートなど
	保護者の認識啓発	全ての保護者	研修会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 保護者向け自殺予防プログラム（自殺予防の正しい知識）
インターベンション・危機対応	自殺の危険の早期発見 リスクの軽減	自殺の危険が高いと考えられる児童生徒	校内危機対応チームの設置（必要に応じて教育委員会への支援要請）	<ul style="list-style-type: none"> 緊急ケース会議（アセスメントと対応） 本人安全確保ケア
	自殺未遂後の対応	自殺未遂者と影響を受ける児童生徒	校内危機対応チームの設置（必要に応じて教育委員会への支援要請）	<ul style="list-style-type: none"> 緊急ケース会議（アセスメントと対応） 本人及び周囲の児童生徒の安全確保ケア
ポストベンシヨン	自殺発生後の心のケア	遺族影響を受ける児童生徒教職員	校内危機対応チームの設置（教育委員会、関係機関との連携）	<ul style="list-style-type: none"> ケア会議 ・遺族、周囲の児童生徒、教師へのケア ・保護者会 ・情報収集、記録、発信

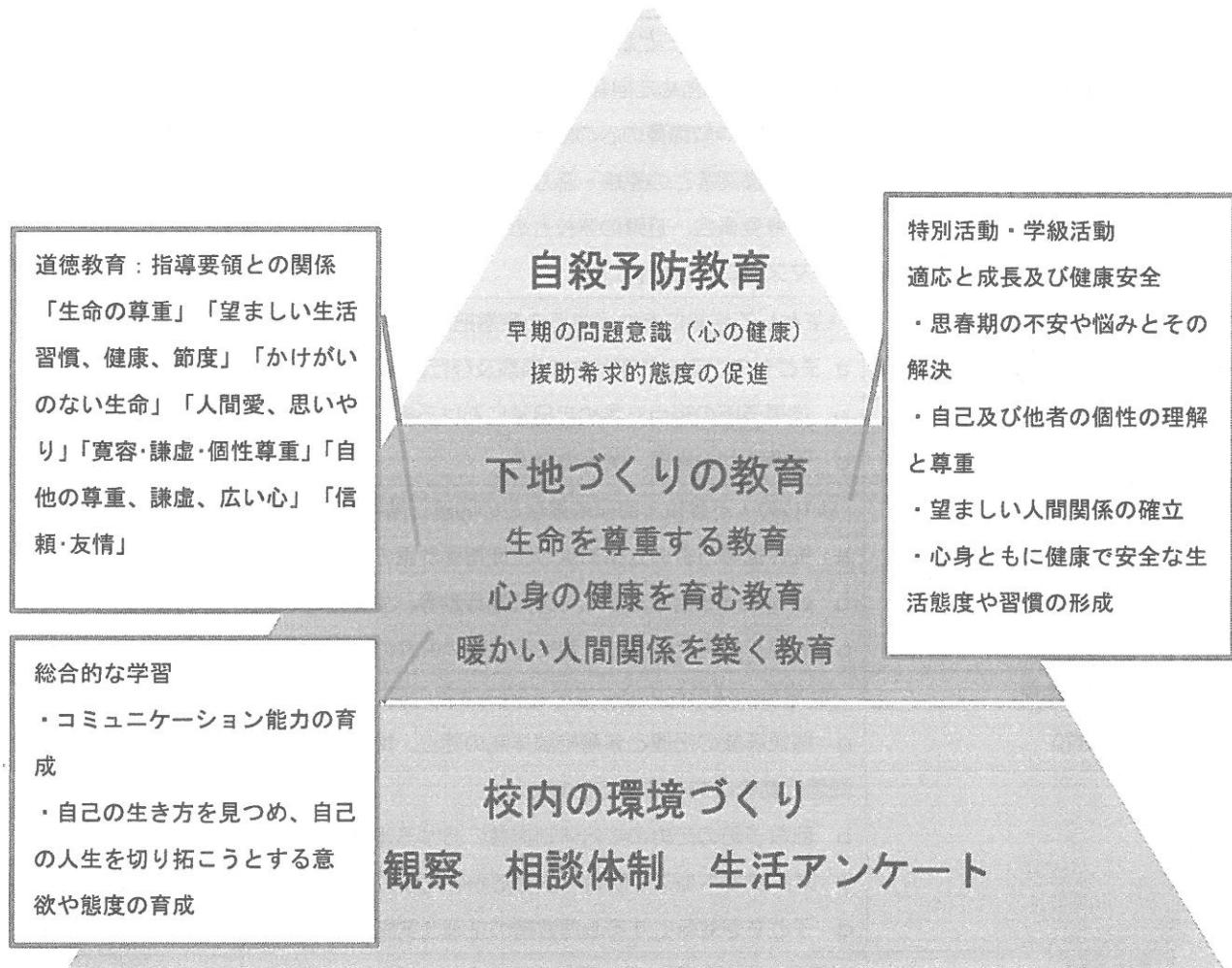
参考：文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」



自殺予防に関する教職員等の役割例

管理職 (校長・副校長・教頭)	<p>〈学校のリーダーとしての適切な指示と全体の把握〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 人的配置も含めた自殺予防など危機対応システムの総括 b 子どもや教職員の心の健康状態の全体像の把握 c 専門機関等との連絡・協力体制の総括 d 教育委員会、近隣の学校との連携 e マスコミ・保護者対応
学級担任	<p>〈主として学級における生徒の実態把握と信頼関係に基づく関わり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 子どもの心身の健康状態の観察及び行動観察による自殺の危険の察知 b 危機予防の視点も含めた日常における教育相談的関わり c 保護者との連携、情報の交換
生徒指導主事 (担当者)	<p>〈いじめ・不登校・自殺未遂などの問題行動等に対する予防と対処〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 生徒指導方針の立案および生徒指導計画の策定・推進 b 自殺未遂も含めた子どもの問題行動等、生徒指導に関する情報提供 c 問題を抱えた子どもに関する情報や資料の集約
教育相談主任 (担当者)	<p>〈教育相談活動を円滑に進める校内体制の確立〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 問題事象の把握と教育相談体制の確立、関係機関といじめ・不登校・自殺未遂などの問題行動等に対する予防と対処 b 自殺予防のための校内体制推進における連絡・調整(コ-ティネーター) c メンタルヘルスや自殺も含めた心の危機についての理解の促進 d 子どもを対象とする心理教育の企画と実施(自殺予防、ストレスマネジメントなど)
保健主事 養護教諭	<p>〈健康・保健に関する専門的立場からの対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 保健室・養護教諭の特性をいかした健康相談・保健指導 b 子どもの行動観察と相談活動における分析資料の提供 c 心身の健康に関する調査の企画と実施 d 自殺予防も含むメンタルヘルスを考えた健康教育の実施 e 危機を感じたときの医療・保健機関との連携
スクールカウンセラー (配置されている学校の場合)	<p>〈子どもへのカウンセリングと教職員へのコンサルテーション〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 自殺の危険が高いなど心の危機にある子どもへのカウンセリング b 問題事象の理解や対応方法についての教職員や保護者に対する助言 c 教職員のメンタルヘルスの促進 d 連携すべき専門機関についての情報提供
学校医	<p>〈医療に関する専門的立場からの対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> a 健康診断結果をもとにした子どもの心身の状況に対する全体的把握 b 心身の不調を訴える子ども理解についての助言や情報提供 c 自殺予防も含む心の健康相談 d 養護教諭と連携した健康教育活動への積極的参加

自殺予防教育実施にむけての下地づくり



※ []については、モデル中学校のH28教育課程から確認した項目

「若年層への自殺予防教育についての関連研修」 実施要領

モデル校での合意形成会議

1 目的

近年、全国的にも若年層の自殺者数が増加しており、平成24年に改定された自殺総合対策大綱でも、若年層への取組強化が盛り込まれている。

昨年度実施した本県での自殺実態調査においても10代の若い世代の自殺者数が増加傾向にあることから、今年度、若年層を対象とした自殺対策の取組についてモデル事業を実施することとなった。

平成26年7月文部科学省から「子どもに伝えたい自殺予防～学校における自殺予防教育導入の手引」が出され、その中で若年層向けの自殺予防教育を推進していく上での前提条件として、①関係者間の合意形成、②適切な教育内容、③フォローアップ体制の整備などを整えることの必要性などが言われている。

学校現場で上記3つの前提条件を推進していくためには、モデル校の教職員の方に理解していただくことが重要と考え、学校内での検討メンバーでの会議を開催し、関係者間の合意形成を図る。

2 実施主体 中北保健所峡北支所

山梨県立精神保健福祉センター(自殺防止センター)

3 日時 平成28年10月14日(金) 午後3時30分～4時50分

4 場所 モデル中学校 図書館

5 対象者 モデル中学校教職員 合意形成会議メンバー(校長・教頭・養護教諭・

各学年生徒指導担当(4名)・道徳主任)

中北教育事務所 市教育委員会

6 内容

15:30～15:35 あいさつ・取組経緯について

15:35～16:35 講義「教師が知っておきたい児童・生徒の自殺予防」

講師 国立大学法人 筑波大学 医学医療系 教授 高橋祥友 先生

16:35～16:45 意見交換

アドバイザー

国立大学法人 筑波大学 医学医療系 教授 高橋祥友 先生

峡西病院 院長 浅川理 先生

16:45～16:50 まとめ

「若年層への自殺予防教育についての関連研修」 実施要領

保護者向け研修会

1 目的

近年、全国的にも若年層の自殺者数が増加しており、平成24年に改定された自殺総合対策大綱でも、若年層への取組強化が盛り込まれている。

昨年度実施した本県での自殺実態調査においても10代の若い世代の自殺者数が増加傾向にあることから、今年度、若年層を対象とした自殺対策の取組についてモデル事業を実施することとなった。

平成26年7月文部科学省から「子どもに伝えたい自殺予防～学校における自殺予防教育導入の手引」が出され、その中で若年層向けの自殺予防教育を推進していく上での前提条件として、①関係者間の合意形成、②適切な教育内容、③フォローアップ体制の整備などを整えることの必要性などが言われている。

学校現場で上記3つの前提条件を推進していくためには、モデル校の保護者方に理解していただくことが重要と考え、若年層の自殺の実態や自殺予防に関する知識の普及を図る機会としたい。

2 実施主体 中北保健所峡北支所

山梨県立精神保健福祉センター(自殺防止センター)

3 日 時 平成28年10月28日(金) 午後3時～4時10分

※講演は午後3時～4時

4 場 所 モデル中学校 体育館

5 対象者 モデル中学校保護者・教職員等

6 内 容

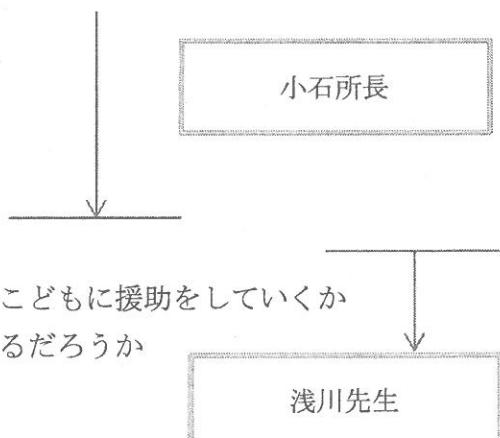
講演テーマ「思春期のこころ～気づき・きずなで命を守る～」

講師 峡西病院 院長 浅川 理 先生

山梨県立精神保健福祉センター 所長 小石 誠二

講義の組み立て

1. 子どもの心の健康の実態
2. 子どもの抱える問題
3. 様々な原因からなる子どもの心の健康
4. 心の健康の危機的な危険因子
5. 心の健康の危険兆候
6. どのようにして心の健康の危機的状況の高い子どもに援助をしていくか
7. 地域にどのような精神保健の関連機関があるだろうか



参考文献・図書

<参考資料>

- ※子どもに伝えたい自殺予防～学校における自殺予防教育導入の手引き～
(文部科学省 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議平成：
平成 26 年 7 月)
- ※教師が知っておきたい 子どもの自殺予防 (文部科学省：平成 21 年 3 月)
- ※児童生徒の自殺予防に関する資料
(文部科学省初等中等教育局児童生徒課 平成 26 年 11 月)
- ※「若年者の自殺対策のあり方に関する報告書」
(科学的根拠に基づく自殺予防総合対策推進コンソーシアム準備会 国立
精神・神経医療研究センター：平成 27 年 3 月)
- ※学校における自殺予防(学校現場における自殺予防検討会 平成 28 年 3 月)

<参考図書>

- ※青少年のための自殺予防マニュアル (高橋祥友著 金剛出版
1999 年 8 月発行)
- ※子どもの自殺予防ガイドブック (阪中順子著 金剛出版 2015 年 8 月発行)
- ※学校における自傷予防 (松本俊彦 監訳 金剛出版 2010 年 12 月発行)

子供に伝えたい自殺予防

(学校における自殺予防教育導入の手引)

子供を直接対象とした自殺予防教育の目標・展開例とともに、「実施前後の留意点等を具体的に提示し、学校が安全かつ効果的に子供を直接対象とした自殺予防教育を導入できるための道筋を示す。

第1章 子供の自殺予防に向けた取組に関する検討会の経緯と子供を直接対象とした自殺予防教育を実施するまでの前提条件



子供を直接対象とする自殺予防教育を実施するまでの前提条件

関係者間の合意形成 (第2章) 適切な教育内容 (第3章) 適切な教育内容 (第3章)：早期の問題認識・援助希求的態度育成・社会資源の知識

第2章 関係者間の合意形成と準備

学校における合意形成 実施組織の構築・教員研修の実施

保護者との合意形成 関係機関の合意形成
日頃の協力関係
授業実施の協力依頼
保護者の同意

学校における自殺予防教育プログラムの実施
学級集団レベル
学級集団のアセスメント
→結果に基づく配慮

自殺予防教育プログラムの実施
事前アンケート等
→結果に基づく配慮

自殺予防教育プログラムの実施
事後アンケートの実施

学校におけるフォローアップ
担任教師の個別面談 ⇒ カウンセラーやセラーやの面接

保護者への連絡・保護者との面接

地域の専門機関との連携

全文は文部科学省HPにてご覧いただけます。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm

第3章 学校における自殺予防教育プログラムの展開例

中学校・高等学校における展開例

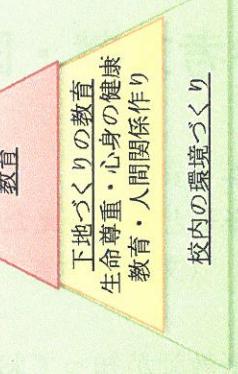
プログラムの目標

・早期の問題認識（心の健康）
・援助希求的態度の育成

プログラムの特徴

・価値の押しつけを避ける
←教員、生徒が共に考える
・グループワークで参加型相互
←生徒間のつながりの効果
←命の危機への気付きや対応
に取り組む意欲を高める効果
←子供自身の危機に際しての問題解
決能力を高める効果

いのちの危機において
支え合うために
・よい聴き手となるには
・身近で支えてくれるところ
(援助機関)を知る



下地づくりの教育
生命尊重・心身の健康
教育・人間関係作り
校内の環境づくり

実施上の留意点

・学校の実態に即した工夫
・準備・実施段階での協働

第5章 自殺予防に関するQ&A
子供の自殺や予防に関するQ&A

参考資料：教師のための研修の内容 授業スライドの例
授業実施前・実施後アンケート例 推薦図書